

(2) キーワードリンク

既判力（民事訴訟法114条1項）とは確定判決が有する後訴に対する通用力ないし基準性をいう。既判力の正当化根拠は手続保障に伴う自己責任であり、その機能は紛争の一回的解決にある。

既判力の客観的範囲は紛争の実行的解決に十分な範囲、すなわち、訴訟物たる権利関係の存否に限られると解する。

前訴の訴訟物は所有権に基づく返還請求権であり、認容判決が確定しているから、所有権に基づく返還請求権の存在について既判力が生じている。

そして、本件訴訟において、Yが、甲土地所有権の存在について主張立証することは、前訴事実審の口頭弁論終結前の事実を主張して、前訴既判力にかかる判断を争うものではないから、既判力により遮断されない。

もっとも、前訴において、Yは、甲土地所有権の存在について主張立証することが可能であったのであり、後訴において、前訴事実審の口頭弁論終結後の事情をもって甲土地所有権の存在を主張することは信義則（民事訴訟法2条）に反し許されない。

一見すると必要事項に網羅的に言及しているように見えるが冒頭下線部で示した既判力の一般論についてのキーワードが後の論述で生かされておらず論理一貫性が弱い。論述の論理一貫性を示すためには可能な限り「以前に使用したキーワードを再利用することでキーワードをつないでいく」（＝キーワードリンク）を意識する必要がある。

【修正】既判力（民事訴訟法114条1項）とは確定判決が有する後訴に対する通用力ないし基準性をいう。既判力の正当化根拠は「**手続保障**」に伴う自己責任であり、その機能は「**紛争の一回的解決**」にある。

既判力の客観的範囲は「**紛争の一回的解決**」に十分な範囲、すなわち、訴訟物たる権利関係の存否に限られると解する。

前訴の訴訟物は所有権に基づく返還請求権であり、認容判決が確定しているから、所有権に基づく返還請求権の存在について既判力が生じている。

そして、本件訴訟において、Yが、甲土地所有権の存在について主張立証することは、前訴事実審の口頭弁論終結前の事実を主張して、前訴既判力にかかる判断を争うものではないから、既判力により遮断されない。

もっとも、前訴においてXとYのいずれが甲土地所有権を有するかが争点となっていたにもかかわらず後訴でYが甲土地所有権を有すると主張することは「**紛争の一回的解決**」に反するし、かかる主張を認めないとしても、Yには前訴においてかかる主張をする機会を与えられていたから「**手続保障**」に欠けるところもない。

よって、後訴において、前訴事実審の口頭弁論終結後の事情をもって甲土地所有権の存在を主張することは信義則（民事訴訟法2条）に反し許されない。

冒頭で示した「**手続保障**」「**紛争の一回的解決**」というキーワードを以後の論述で繰り返し用いることで前提となる一般論とその後の具体論がリンクしているため論理一貫性をアピールすることができる。